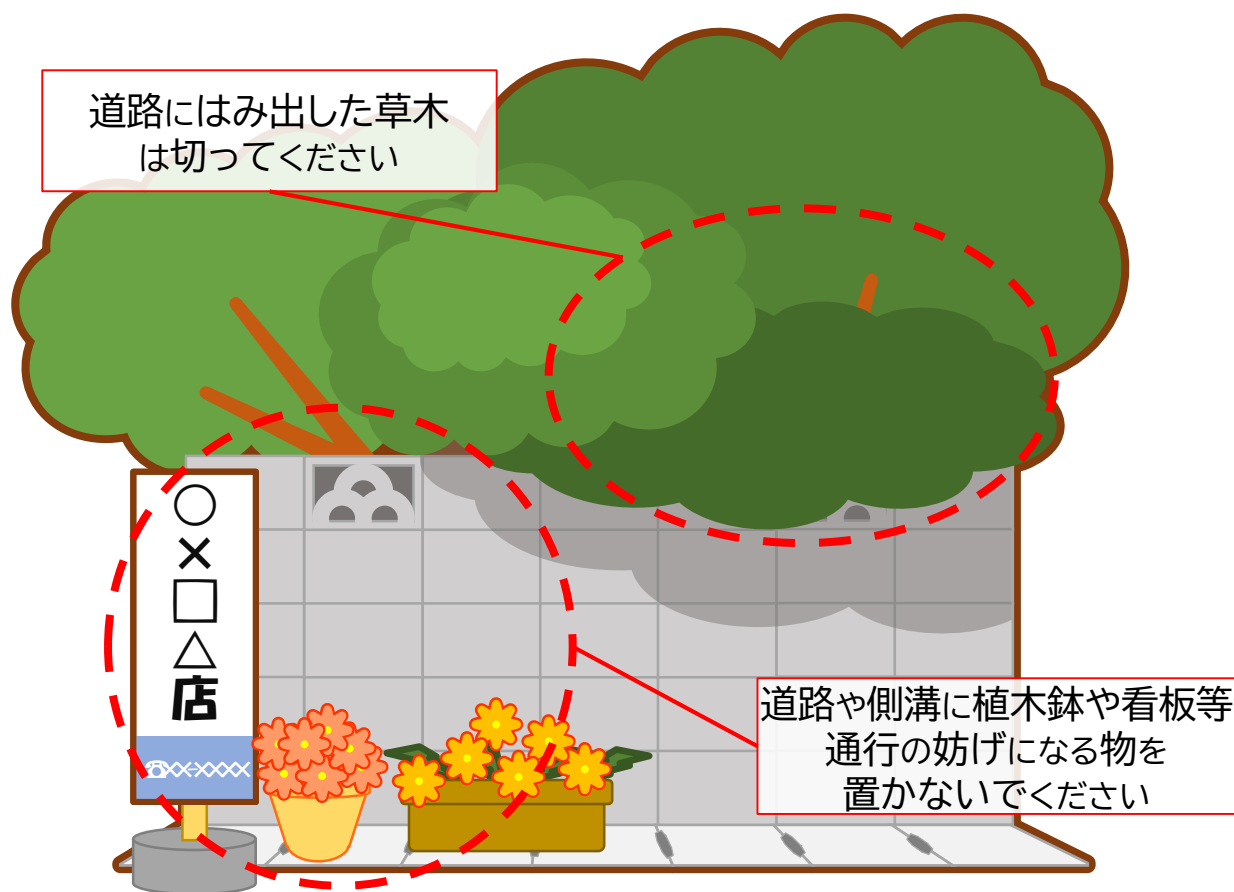




道路にはみ出した草木や鉢植えは、車や歩行者の通行や視界を妨げ、また落ちた枯葉等でスリップ事故を起こしたり大変危険です。

丹精こめてお世話をしている草木でも、実は誰かの迷惑になっているかもしれません。

「少しぐらい…」、「広い道路だから…」、という勝手な思いで道路。はみだしていませんか？



私有地から道路に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があり、市で勝手に伐採することが出来ません。通行中の歩行者や車両が損傷する事故が発生した場合は、法律によりその所有者が賠償責任を問われる場合があります。

お問い合わせ先 別府市役所 建設部都市整備課 Tel:0977-21-2560